大仙監査-114 令和4年11月7日

請求人

○○○様

大仙市監査委員 武 田 哲 也

大仙市監査委員 渡 邊 秀 俊

職員措置請求却下通知書

令和4年10月11日付けで提出された地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。)第242条第1項の規定による職員措置請求については、合議の結果、下記の理由により却下します。

記

1 請求の要旨

提出された職員措置請求書の記載及び事実証明書の内容から、請求の要旨は次のとおりと認められます。

「大仙市史跡の里交流プラザ「柵の湯」条例(平成19年大仙市条例第51号。以下「条例」といいます。)第6条別表に規定する入浴料定期券(以下「定期券」といいます。)の有効期限について、確認時における誤認を誘発する危険性を解消するため、定期券に当該期限を大きく表示することを大仙市長及び温泉施設対策室職員に求める。」

2 却下の理由

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の 違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の 住民が監査を求め、当該行為の防止、是正その他の同項に規定する必要な措置を講ずべき ことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

この住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されています。

請求人は、定期券の有効期限を大きく表示することで当該期限の誤認を誘発する危険性を解消するとともに柵の湯の受付職員並びに利用客の利便性が増すと主張しています。しかし、請求人の主張は、条例で定める定期券発行の運用に関するものであり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に関する主張ではありません。

したがって、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていない不適法なものと判断しました。